

(第69号議案)

中野区議会議員及び中野区長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

公職選挙法の一部を改正する法律(平成29年法律第66号)が平成31年3月1日から施行され、都道府県又は区市の議会の選挙において、候補者が選挙運動のためのビラを頒布することができることとなり、このビラの作成について、条例で定めるところにより、無料とすることができるものとされたため。

2 改正の内容

選挙運動用ビラ作成費用の公費負担の対象に、区議会議員の選挙を加える。
ビラの法定上限枚数は、区議会議員の選挙については、4,000枚。

3 候補者1人当たりの区の負担限度額

$7.51円 \times 4,000枚 = 30,040円$

4 施行時期

平成31年3月1日

この条例の規定は、施行の日以後その期日を告示される区議会議員の選挙について適用し、施行の日の前日までにその期日を告示された区議会議員の選挙については、なお従前の例による。

5 新旧対照表

別紙のとおり。

6 参考(選挙運動用ビラの概要)

- (1) 枚数は、4,000枚が上限。2種類以内。
- (2) 大きさは長さ29.7cm×幅21cm(A4判)以内。
- (3) 頒布前に選挙管理委員会に届出が必要。
- (4) 選挙管理委員会が交付する証紙の貼付が必要。
- (5) ビラの表面に頒布責任者及び印刷者の氏名・住所の記載が必要。
- (6) 頒布方法及び場所は、次の方法及び場所に限る。
 - ① 新聞折込み
 - ② 選挙事務所内
 - ③ 個人演説会の会場内
 - ④ 街頭演説の場所

中野区議会議員及び中野区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第1項及び第143条第15項の規定に基づき、中野区議会議員及び中野区長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「自動車」という。）の使用、法第142条第1項第6号のビラ（以下「ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「ポスター」という。）の作成の公費負担に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(自動車の使用の公費負担)</p> <p>第2条 中野区議会議員及び中野区長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、64,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により中野区に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>第3条～第5条 (略)</p> <p>(ビラの作成の公費負担)</p> <p>第6条 候補者は、第8条に定めるところにより算定した1枚当たりの作成単価の限度額にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p> <p>2 <u>中野区議会議員及び中野区長の選挙の一部無効</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第1項及び第143条第15項の規定に基づき、中野区議会議員及び中野区長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「自動車」という。）の使用、<u>中野区長の選挙における法第142条第1項第6号のビラ</u>（以下「ビラ」という。）の作成<u>並びに中野区議会議員及び中野区長の選挙における法第143条第1項第5号のポスター</u>（以下「ポスター」という。）の作成の公費負担に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(自動車の使用の公費負担)</p> <p>第2条 中野区議会議員及び中野区長の選挙における候補者（<u>第6条第1項及び第8条を除き、以下「候補者」という。</u>）は、64,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により中野区に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>第3条～第5条 (略)</p> <p>(ビラの作成の公費負担)</p> <p>第6条 <u>中野区長の選挙における</u>候補者は、第8条に定めるところにより算定した1枚当たりの作成単価の限度額にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p> <p>2 中野区長の選挙の一部無効による再選挙におけ</p>

による再選挙における前項の規定の適用については、同項中「法第142条第1項第6号」とあるのは「公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第132条の7第1項の表法第142条第1項第6号のビラの数の項」と、「同号」とあるのは「同項」とする。

第7条（略）

（ビラの作成の公費負担額及び支払手続）

第8条 中野区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数（中野区議会議員及び中野区長の選挙の一部無効による再選挙にあっては、公職選挙法施行令第132条の7第1項の表法第142条第1項第6号のビラの数の項に定める枚数）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条第1項後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。

第9条～第12条（略）

附 則（略）

附 則

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 改正後の第1条、第2条、第6条及び第8条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される中野区議会議員の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された中野区議会議員の選挙については、なお従前の例による。

る前項の規定の適用については、同項中「法第142条第1項第6号」とあるのは「公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第132条の7第1項の表法第142条第1項第6号のビラの数の項」と、「同号」とあるのは「同項」とする。

第7条（略）

（ビラの作成の公費負担額及び支払手続）

第8条 中野区は、中野区長の選挙における候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数（中野区長の選挙の一部無効による再選挙にあっては、公職選挙法施行令第132条の7第1項の表法第142条第1項第6号のビラの数の項に定める枚数）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条第1項後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。

第9条～第12条（略）

附 則（略）